



環境省報道発表

令和4年4月6日（水）

北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内61例目） に伴う野鳥緊急調査の結果について

<北海道同時発表>

1. 北海道佐呂間町における高病原性鳥インフルエンザの発生（野鳥国内61例目）を受けて、令和4年3月31日（木）から4月2日（土）まで北海道が野鳥監視重点区域内における現地の野鳥の生息状況などの調査を実施したところ、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線 6470）
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）
係 長：福田 真（内線 6670）
担 当：宮澤 結有（内線 6477）

■ 調査期間

令和4年3月31日（木）～ 同年4月2日（土）

■ 調査結果

北海道佐呂間町における高病原性鳥インフルエンザの発生（野鳥国内61例目）を受けて指定した野鳥監視重点区域内の渡り鳥の飛来地9か所において、北海道が生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施した結果、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

（参考）野鳥緊急調査で観察された鳥類

検査優先種	種数	種類
検査優先種1	1種	オオハクチョウ
検査優先種2	4種	マガモ、オナガガモ、オジロワシ、オオワシ
検査優先種3	7種	ホオジロガモ、カワアイサ、ウミアイサ、カワウ、アオサギ、オオセグロカモメ、トビ
合計	12種	

※ 検査優先種：「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、感染して死亡しやすい種を中心に設定しているものです（参考情報参照）。

■ 今後の対応

- 野鳥監視重点区域内及びその周辺の国指定鳥獣保護区においては、環境省釧路自然環境事務所と連携して巡視の強化を実施しており、これまでに野鳥の大量死等の異常は確認されておりません。（参考情報参照）
- 野鳥監視重点区域において、引き続き野鳥の監視を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

釧路自然環境事務所管内の野鳥監視重点区域調査、国指定鳥獣保護区巡視の結果をホームページで公開し、情報提供しています。

http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/wildlife/bird_flu.html

以上